

2022（令和4）年度 第1回伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会 議事録

■開催日時：令和4年9月27日（火）午後2時～3時10分

■開催場所：伊賀市役所本庁舎2階 会議室203

■出席委員：9名

澤田委員、吉川委員、木澤委員、上出委員、西口委員、笠木委員、内海委員、  
谷口委員、滝川委員

■欠席委員：なし

■市出席者：津田こども未来課こども家庭係長、松原こども未来課こども家庭係主任、東教育委員会事務局社会教育推進監兼生涯学習課長、高見生涯学習課主幹、森川生涯学習課主査、岡森生涯学習課主任

■傍聴者：0人

（事務局）

ありがとうございます。私、生涯学習課長の東と申します。どうぞよろしくお願い致します。平素は様々なお立場で子どもたちにかかわる事業働きかけ、とりわけ子どもたちの放課後の活動や学習をサポートし健やかな居場所づくりをご支援いただく中で伊賀市の教育行政を支えていただき誠にありがとうございます。

まだ終息不明なのですが新型コロナウイルス感染症のご対応、それから気候的にも夏の暑さとか様々な活動の中で、大変ご苦労されていると、この様なことかと存じます。

そんな中でのみなさまの取り組みに改めて敬意を表するところでございます。

さて、将来を担う子供たちが、様々な学習や体験を得て健やかに育っていくということは市民全ての願いであるというふうに思わせていただきます。

しかし、いじめだとか虐待の問題だとか登下校中の事故だとか子供たちに色んな事が起きているという状況もございます。また最新ではスマートフォン等の所有の低年齢化とかでネット上のいろんなトラブルというようなことも顕在化しているというところかと思えます。このような状況の中、少しでも関係機関と連携して取り組みを進めているとこの様なところでもございます。

本日の会議につきましては、子どもの居場所づくりというようなところ具体的には放課後児童クラブと、放課後子ども教室について密接な連携がいられているというところがございます。前回に引き続きまして、皆さま方からご意見を頂戴しまして、今後の色んな施策の反映に繋げて参りたいとこのように考えておりますので、この後のご討議をよろしくお願いしたいと思います。簡単で恐縮でございますけれども冒頭のお礼とお願いとさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願い致します。

（事務局）

それではここで、資料の確認をさせていただきたいと思えます。事前送付させていただいた資料ですけれども、まず事項書、それから委員名簿、それから資料1-1としまして、放課後

子ども教室の現状の資料、そして資料1-2といたしまして実施場所の一覧、それから資料2といたしまして、放課後子ども教室への聞き取り結果、そして資料3といたしまして、放課後子どもプラス施策の条例となっております。

それから、当日資料といたしまして、一つはA4の紙が2枚、一つは放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携についてというもの1枚を置かせていただきましたのと、もう一つは放課後児童クラブ一覧表R4度というものそれぞれA4の1枚、A4が2枚ですね当日資料として置かせていただいております。皆さま資料の方はお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、委員のみなさまの紹介という事でR3年8月1日からR5年7月31日までを任期といたしまして、委嘱をさせていただいております委員のみなさまを順にご紹介させていただきますと思います。資料にあります委員名簿をご覧ください。

<委員紹介>

なお、澤田様・笠木様には団体等の代表者交代という事で新たに委員にご就任いただきましたので机の上の方に委嘱状を置かせていただいております。ご確認いただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

続いて事務局の方の紹介という事で、本日出席をしております職員をご紹介します。

<こども未来課職員及び事務局紹介>

それでは議事に入ります前に副委員長を選出を行いたいと思います。

事項書の1番になります。伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例第5条によりますと副委員長は委員の互選により定めるとございますが、いかがいたしましょうか。

<事務局一任の声あり>

事務局一任というお声をいただきましたので事務局の方からは、澤田委員にお願いをしたいと思います。皆さまいかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

異議なしという事でお声をいただきましたので、澤田委員どうぞよろしくお願いいたします。大変申し訳ないのですが前の副委員長席の方へお移りいただいてもよろしいでしょうか。

それでは、事項書の2番の協議事項に移らせていただきます。

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例の第6条に委員会の会議は委員長が招集し議長となるとございますので、ここからの進行は上出委員長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

失礼します。議事進行が円滑に行えます様に、ご協力をお願いします。それでは事項書に沿って進めさせていただきます。

まず協議事項1伊賀市の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の現状について事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは協議事項ということで、入らせていただく前に今回、新しい委員さんもお見えになっておりますので、協議いただく新放課後子どもプランの趣旨等につきまして簡単にご説明させていただきたいと思います。

今日お配りをさせていただいております、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携に

ついてという紙の方を見ていただきたいと思います。

新放課後子ども総合プランにつきましては、平成30年の9月に国が策定をしたということで放課後児童クラブの整備が進む中で、更なる共働き家庭等の課題となっている、いわゆる小1の壁であったり、待機児童を解消するとともにすべての児童が安全安心に過ごし多様な体験活動を行えるよう放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型や連携型をすすめていこうというものになっております。これが対策の内容という事になります。

前提条件といたしましては、同一の小学校に子ども教室と児童クラブがあることになりまして、この条件を満たす小学校区については、現在柘植小学校、西柘植小学校、成和東小学校、阿山小学校の4校区になっているということでございます。

それと、その下の参考としております、子ども教室と児童クラブのそれぞれの概要ですけれども趣旨といたしましては、子ども教室は、全ての子どもを対象として、安全安心な子どもの活動拠点いわゆる居場所を設け地域の方々の参画を得て学習やスポーツ文化芸術活動で地域住民との交流活動等の機会を提供する取り組みを推進するものとなっております。

一方、児童クラブですけれども、共働き家庭など留守家庭の、小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図るということになっております。その開設日数につきましては、子ども教室は250日未満になっており、児童クラブにつきましては長期休暇を含む250日以上というのが対象の日数となっております。指導者については、子ども教室は地域の協力者ということで、報償の支払い等はあるのですがボランティアとして活動いただいているところです。

児童クラブについては、専任の指導員の方が有償で指導しているということで、そういった違いがあります。下の連携の形ですけれども要件につきましては一体型は同一の小学校内等で子ども教室と児童クラブがあることということで、小学校内等という表現がされていますが、小学校の中に教室とクラブがあるということと、小学校の中でなくても隣接する様なところで、児童が歩いて移動できるということであれば、それも一体型の対象になるとされています。

それから、小学校区のすべての児童が教室のプログラムに参加できるというような体制があることになっています。

そして、子ども教室のプログラムに児童クラブの児童が参加できるということが要件になります。あとですね、定期的かつ継続的に活動する事ということになっておりまして、具体的には週一回程度、年間にすると35日程度の活動が必要であるとされております。

連携型につきましては、こちらは同じ小学校区で子ども教室と児童クラブがあるということが一つの要件で、その子ども教室または児童クラブのどちらかの場所において、子ども教室のプログラムに児童クラブの児童が参加できることとなっております。子ども教室が行うプログラムに児童クラブの子どもが参加するというのは一体型についても連携型についても同じ要件ということになっています。

対象校といたしましては、一体型については現在言わせていただいた4つの小学校区のうち西柘植小学校区が選択可能ということになっておりまして、連携型につきましては、柘植小学校、成和東小学校、阿山小学校、3つの小学校区が選択可能という事になります。

最後にメリットと書かせていただいているところに、子ども教室、児童クラブそれぞれこういった一体型、連携型を開始した初年度については、子ども教室では備品購入費の補助上限額が2倍になるであるとか、児童クラブにつきましては創設時に一体整備すると、施設整備

費の上限額が 2 倍になるというようなそういった補助金での面でのメリットがあるということになっております。冒頭で話をさせていただいた内容はこのような形になります。

(事務局)

子ども教室と放課後児童クラブについて、国の方から連携しなさいよというようなことがいわれておまして、その連携の方法としては、申し上げているように一体型と連携型の方法があつて、どちらかを選択して両施設の開設している場所などで自ずと絞られてくるのでしょうかけれども、どちらかの方法でもって連携していきなさいよとこのような事が国から言われていると、今、設置の条件等を照らし合わせると、西柘植小学校では一体型の要件を、今のところ備えている連携型ではご覧の小学校区が要件を備えている、このような意味合いで、ちょっとこう具体的にあてはめて、ご説明をしたこのようなことでご理解を賜ればなというふうに思わせていただきます。

(津田)

では、順番が戻るような感じですけども新しい委員さんもいらっしゃいますので、まず私も福祉部局の方から、まず、放課後児童クラブについて簡単に説明だけさせていただきます。追加でお配りさせていただいた資料放課後児童クラブ一覧表令和 4 年度の方を参考にさせていただきながら聞いていただければと思います。今、説明にもございました、新放課後子ども総合プランの中でですね、市町村行動計画というものを固めておましてその計画の中で放課後児童クラブのまず定員を伊賀市全域の中で何人にするのがいいのかというのを定めさせていただいております。目標といたしましては、785 人という目標値をかかげておまして、これを令和 5 年度までに達成する事というようなことに目標にはなっているのですけれども、現在一覧表の定員を足しこんでいただきますと、795 人という風なことで、目標としては達成させていただいております。ただ、お気づきの方もいらっしゃるかも知れませんが、令和 4 年度におきましては、全ての校区で放課後児童クラブがあるというわけではございません。依那古地区、神戸地区について放課後児童クラブがまだ未設置という状況ではあるのですが、令和 5 年度にこの依那古放課後児童クラブを設立させていただきまして定員 35 人の予定をさせていただいております。令和 5 年度には 830 人という風なことになっていて定員も目標に満たしますし、全ての学校区において、放課後の子ども達の過ごす場所ができるという予定になっております。久米小学校の学校区におきましては、しろなみ児童館を代用させていただいてお世話になっているという考え方にはなってしまうのですけれども、いずれにしてもすべての学校区において放課後の子どもの居場所を確保することができるということになっております。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の大きな違いも簡単に説明させていただきますと、放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の方には、はっきりと保護者の方が労働等の理由により、昼間、家にいないそういったお子さんを預らせていただくというふうなことが明記されておまして、国の方の運用とここは変わるところではないのですけれども、基本的には昼間両親保護者の方が労働しているということが日常であるというご家庭のお子さんを預らせていただく、保育をさせていただくということになっております。先ほど説明にもありましたとおり、年間 250 日以上を目標にさせていただいて預らせていただいているというような状況でございます。

待機児童の関係も簡単に説明させていただきます。待機児童ですけども伊賀市の中でも待機児童が残念ながらいるという状況にはなっておりますが、放課後児童クラブの特性か

らいいますと、まずお子さんが小学校に始めて行く、保育園から小学校に初めて入る一年生のお子さんが特に多く使われるのですけれども、そのお留守番ができるのかどうかとか、先ほども言っていた小1の壁というのを家庭でどのようにクリアしていくのかというのをご家庭でも手探りの状況ではいらっしゃるのでは、4月1日時点のお申込みというのはかなり殺到するような状況ではございます。ただ、年度が進むにつれまして家庭での状況が安定してきたり、おじいちゃんおばあちゃんがやっぱりみてあげるわ、ということ色んな状況が変わってきますので、少しずつ利用者が減ってくるという状況にはなっております。4月1日時点では伊賀市中で27人の待機児童が発生はしていたのですけれども、9月現在では6人まで減っております。特に夏休み前にやっぱり、夏休みの利用というので控えられるのかなということで退会される方がたくさんいらっしゃいまして、その後、転入などで申し込みができなかった方も出てきますので、そういった増減がありまして現在6人が待機ということになっておりまして、多くの方に状況も聞かせていただいて、待機しているけれども何とか家庭で見させていただいており、できれば空いたら使わせていただきたいなということなどを聞かせていただいております。

それぞれのクラブは指定管理という方法で運営させていただいております、市からの委託事業ですね、社会福祉法人であったりだとか、運営委員会であったりだとか、いろんな形態のところに経営をお願いさせていただいております。

市の方でも委託という事なので、実施責任の方は持たせてはいただいているのですけれども、各クラブと連携図りながら安全に運営ができるように努めているところでございます。本当に概略の説明ですけれども、児童クラブの現状は以上でございます。

(事務局)

これまでのところで、何かこの項についてもう少し聞きたいことはございませんか。よろしいでしょうか。後でも結構です。

(事務局)

続きまして、放課後子ども教室の現状につきまして、資料1-1をご覧くださいと思います。

現在放課後子ども教室は、先ほども申し上げました、柘植・西柘植・古山・玉滝のですね4つの運営委員会でそれぞれ活動している状況です。

この表にございます、上からですけれども活動時間につきましては、いずれもそれぞれの小学校の就学時間、終了後の時間帯となっております、古山地区では週2回、その他の地区では週1回をベースといたしまして、土日や長期休業中の活動も行っている教室がございます。登録人数につきましては、児童数は玉滝地区が最も多く、23人ということとなっておりますけれども、来年度は6年生の卒業ということもあって、減少が見込まれるというふうに聞いております。

他の地区についても、年々児童数が減っているという傾向がございます。

一方サポーターの人数ですけれども、昨年度発足した玉滝地区以外については、新たなメンバーの加入が、なかなかないということで、更に高齢化も進んでいるという中でいずれの教室も一回当たりの運営にはですね、3人から4人のサポーターが対応されているというようなことで、限られたサポーターの方の中でローテーションしながら人員の確保に苦慮されているという状況でございます。

活動内容につきましては、学校の宿題のほかにも様々な創作活動、季節のイベント、また農

業体験や、伝統行事への参加など、企画して実施をされております。

また、子ども達からあったリクエストなども取り入れて実施をされているところもあると聞かせていただいています。

一体・連携についての考えですけれども、それぞれの教室の方に聞き取りをさせていただきましたところ、いずれの教室も全くこういった一体・連携というのができないという考えではなくて、児童クラブの方において指導員の方や保護者の方の協力があれば、可能かなというところのご意見もいただいているところです。

但し問題点のところにも記載をさせていただきましたように、児童クラブが土日に運営していないことなどによる、実施日の調整やサポーターさんの高齢化によります、児童数が増える事への対応について不安を示されているところはあります。

また、これまでどの教室も一体や連携について児童クラブの指導員さん等と具体的な協議を行ってきていないということがございますので、活動プログラムラムの企画段階から行政側の担当者も含めて協議の場が必要であるのかなというふうに考えております。

続いて、資料の1-2をご覧ください。現在同じ小学校区に子ども教室と児童クラブが開設されている4地区につきまして、それぞれの実施場所を地図上に示したのになっています。放課後子どもプランでは、西柘植地区につきましては小学校内で実施する一体型にあたり、その他の3地区は学校、または学校以外の場所で実施する連携型にあたるということになります。

特に地図を見ていただきまして、古山地区の④⑤、また玉滝地区の⑥⑦のところですね、それぞれの実施場所が離れているという事で、いずれも安全に徒歩で移動することは困難という事で送迎をどのようにするかというところが、課題になっているのかなと思います。すでに、同一の小学校内で両事業を実施しております③の西柘植地区におきましてはこういった移動の課題がないということで一体的な体制づくりを進めていく必要があるのかなというように考えているところです。以上です。

(委員長)

ただいまご説明いただきましたけれども、何かご意見ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員)

よろしいですか。児童クラブと子ども教室、連携にしろ一体にしろ、児童クラブの子どもさんが子ども教室に行く場合に、指導員もついて行く指導員が見るとというのが前提になっていると書かれていると思いますけれども、それで児童クラブの方が、手薄になって支障が出るのかそれはありますか。

人数が増えれば児童クラブの指導員がそちらへ行って、一応基本的には子ども教室の方でも児童クラブの指導員が見るのが必要になっているわけですね。子ども教室の地域のサポーターの方は児童クラブの方の面倒を見るというのはあまりしてくれないのですか。どんな感じですか。

(事務局)

考え方なのですけれども、一体型・連携型共に年度を迎えるにあたって今おっしゃってくれたように、この日はこうしようと事前に打ち合わせさせていただいておいて、放課後児童クラブの子が、放課後子ども教室へ参加するときには、今、委員のおっしゃったように指導の面で手薄にならないようにこうしようかというようなことを、年度を迎える前に計画段階で、

計画を突き合わせて年度を迎えるというようなことが、前提になっているようでございますので、そのようなことが起きないように両方共クラブと教室が計画をすると、このようなことが、一体型・連携型どちらについてもそういうことが起きないようにと計画段階でちゃんとするというようなことが、書き物に書いてあります。

(委員)

実際年間で計画しても、子どもさんは一年間行く人数は決まっているわけではないのですね。

(事務局)

はい。

(委員)

その辺をすぐ対応できる体制にはなっているということですか。

(事務局)

クラブも教室も登録人数は一定もう事前に分かっているというところでございますので、ご懸念いただいているように最大の数でもって迎えられるようにという事を、まず計画するということが、実際問題行事をやる時には必要になってくるのかなということのようにも思わせてもらっているのですけれども。

(委員)

中にはですね配慮が必要な子どもさんもいてくれますので。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(委員)

そういったことも考えるわけですが、それを子ども教室のサポーターの方も対応してもらえたら、ちょっと私も経験してないから分からないですけれども。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

そういった体制があれば安心なのですけれども。

あと、子ども教室の方は地域のサポーターの方は、役割に入ってくれているわけですが、その方の審査といったらおかしいですが、誰がどんな形で推薦する体制になっているのですか。

誰でもというわけではないでしょうけど、児童クラブの指導員としているのは、研修や資格を取るようになっている流れだと思うのですが、地域のサポーターでどういう感じになっているのかよくわからないのですけれども。教えていただいてもいいですか。

配慮が必要な子どもがおられるときに、職員で対応できる人材かどうかというのはある程度みてから、それだけじゃないのですけれども、そういうところをしっかりと、何か規約なり何かあって、その方にそれではお願いしますというようなことができていくかどうか。それがちょっと心配になってお聞きするわけですが、

(事務局)

やはり平素から子どもの居場所づくりにご理解いただいている方というところで、団体を構成いただいているところだと思うのですけれども、委員の方々から、もしよろしかったら、そのあたり今の構成いただいている方の部分から言えるようなところとか、ご紹介いただ

けたらと思うのですけれど、いかがですか。

(委員)

そういうような資格とかね、そういう事をお願いするにあたって、そういうような要件は正直なところ覚えてないですね。ただ、実態として色々お願いするにあたってある程度教育の経験のおありの方を中心には、私たちではお願いをしているのですけれども、なかなかそれだけでは必要なサポーターの数を充足できないという部分がありますので。

現在、サポーターのうちいわゆる教員のOBが7割ぐらいですね。

(事務局)

やはり実態としては、子どもの放課後の居場所づくりということにご心配いただくということになって、委員が今おっしゃったように教職のOBの方というようなことが、浮上してくるのかなと思うのですけれども、そこにプラスして地域で色んな伝承について詳しい方だとか、それから色んな昔の遊びだとか、そのようなところの方がプラスアルファでご構成いただいているのかなというようなことを思わせてもらうのですけれども。

資格の方の審査というのは？

(委員)

子ども教室の責任者が、最終的にはお手伝いいただくというようなことですね。

(事務局)

今のところ、こちらの方では立ち上げの時に補助事業でもございますので、書類等の審査も当然させていただくというような前提もあるのですけれども、そこで明確なこういう免許を持っている事については触れていないというようなところでございます。

(委員)

わかりました。

(委員長)

他に何かご質問等はございますか。よろしいですか。

それでは続きまして協議事項の2番目、放課後子ども教室への聞き取りの結果について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

そうしましたら、資料の2の方を見ていただきたいと思います。

こちらですけれども三重県内の方で、既に一体型あるいは連携型にて実施をしている市町の方に、照会をさせていただきましたところ、ご覧の表にあります7市2町により回答が得られたということで、表を作成させていただきました。

ちょっと見にくい表となっておりますが大変恐縮なのですけれども、表に基づきまして説明をさせていただきますと思います。

まず、この上にあります基本事項のところですが、ここにごございます区分につきましては、一体型または連携型の実施状況の記載をしております、市町によって複数の子ども教室があるところでは、どちらも導入しているところがございます。

また、A市の様に直営で実施しているところもありまして、市町によってさまざまな取り組みとなっているところです。

実施場所なのですけれども、一体型については学校の空き教室を利用しているところ、あるいは近隣の公民館を活用しているところがあります。そして、連携型につきましては、公民館であったり、児童館などの社会教育施設を使用しているところが多くあるというような



状況です。

児童数の欄ですけれども、ここには記載のあるところ、ないところあるのですけれども、これにつきましては年間の登録制で年度当初に募集をしているところであったり、行事ごとに参加者を募集しているところがございます、そういった取り組みは市町によって異なっているところではあります。

次に運営についての欄ですけれども、実施時間等については、教室により様々ということで平日のみのところ、土日・長期休暇のところなど様々ですけれども、開設日数にもそれぞれ幅があるというような状況になっています。

中には新型コロナウイルス感染対策により、実施がなかなかできていないというところもありました。実施内容につきましては、宿題等の学習のほかにも、創作活動やスポーツ体験、伝統行事への参加、また農業体験などに参加するという事で、多岐に及んでいるという状況です。

次に一体型や連携型の実施によるメリットということで書かせていただいた欄ですけれども、児童クラブだけでは体験できない活動ができるということ、また地域住民と関わることによりまして、社会性や自立性、豊かな心の醸成に寄与しているというようなそういった、ご意見をいただいております。

また、連携時の問題点といたしましては、両事業の活動時間帯が異なるということで、その辺の連携がし辛いというご意見があります。

それから、調整をされた内容といたしましては、下校時のスクールバスの時間調整であったり、連携会議を開いて児童クラブの行事等と重ならない様に調整をするというところが、ご意見としてありました。資料の説明としては以上になります。

(委員長)

ありがとうございます。各市町の現状についてご説明いただきましたけれども、伊賀市も含めて、この事項につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

(委員)

裏面の方、説明していただけないですか。

(事務局)

全体を通して説明はさせていただいたのですけれども、特に裏面ではE市が一体型が2つと、連携型が8つということで、児童数も全小学校校区を対象に2920人というのがその人数になっているのですけれども、すべての児童を対象にするというしっかりした取り組みをされていまして、実施時間についても月・水・金という時間帯の設定をして取り組みされているというようなところであります。

(委員長)

伊賀市でもありましたけれども、児童クラブの指導員が見守ることとか、送迎があるとかいろんな課題が、スクールバスの運行時間の課題とか、どこでもあると思うのですけれども、なかなか、最初言っていたように、児童クラブと子ども教室のそれぞれの協議が大分重要になってくるかと。今まであまりこういうのはないので。

(事務局)

津田の方からも申したように、児童クラブの待機児童の受け皿として、放課後子ども教室も連携して子どもたちの受け皿にということで、機会を増やすということが、国からの書き物にも見て取れるのかなというふうに私、感じさせてもらっています。

その中で、今、委員長もおっしゃったようにそうしようと思ったら、年度当初に先ほども申したのですけども、ここはこういうふうにしようかとか、年に3回こういうふうにしようかというようなことで、決めてからその年度を迎えないと連携というのは当然できない話になってきますので、今もお伺いしますと待機児童の数もそんなにひっ迫しているという話ではなくて、それぞれのお子さんが、それぞれのご家庭でなんとか保護者の工夫も得て過ごしておられるというようなそんな状況もあって、ほんとに都市部ほど、放課後子ども教室も動員してなるべく日数も増やして週に一回でも受け皿になればいいというようなそのような状況にないのではないかと。数字からだけの感想なのですけども。そのようなことも言えるのかなと思います、そのなかで、例えば放課後児童クラブは原則、月から金、長期休暇以外は。放課後子ども教室は週に1回か2回ということで、今は土日この資料を見ますと開催してごさいませんので、土日はそれぞれ保護者の方がご家庭で子どもさんをみられるのかなというようなことを考えると、需要はおのずと、平日になってくるのかなという風に思わせていただきます。

その中でも子ども児童クラブが、子ども教室の方へ参画しようと思ったら、それこそ今おっしゃってくださった送迎の問題だとか、委員もおっしゃったような子どもを迎える体制であるとかそんなことが重要になってくると思います。

そういうところが一義的には障壁となって一歩踏み出す足かせになっていると、そんな所感をもっているのですけれど、例えば年度当初に長期休業中のこの日を決めて土日もやろうかと、それだけ児童クラブと子ども教室代表者が打ち合わせて年度当初を迎えたとしたら、そこの体制さえとれば連携とか一体の実状を作り出せるので、そういうところが必要になってくるのかなと思います、それが今、委員長もおっしゃってくださっていた様に、今、連携しようかとか、一体型でしようかとか話がなかったもので、当然今までそういう話をされていないのが実状だと思います。国の方は、それを目指せということで言っていますので、例えばの話なのですが、西柘植では同じ校舎内でやられているというようなことが実態としてごさいますので、一体型でやるにはこういう条件がありますよ、その条件をクリアしようと思ったら、今はこうしているけども、こうしないといけないという具体的なことを、お示しなりご理解いただく事で障壁もより具体的になってくるかと思うのですけども。

もし、ここから話を一歩進めるとしたら、どこかより具体的なところ一つに焦点を当ててもう少し深く踏み込んだお話をクラブの方と教室の方にお伺いをしないといけないのかなという様な事も考えさせてもらっていて、もしそういうお話し合いの場を持たせてもらってもいいという事でしたら、一度もう一歩踏み込んだお話をさせてもらう必要があるのかなということで、今日は考えさせてもらっていたのですけれども、ちょっと所感というか話が長くなって申し訳ないのですけれども、今、委員長のおっしゃったことに対してはそのようなことを考えております。

(委員)

今、現状としては、児童クラブ・子ども教室で話し合いや打ち合わせは年度初めにしてくれているのでしょうか、間はそんなものはないのですか。どんな感じでそういう機会はあるのですか。

(事務局)

今はたぶん持たせてもらえていないのだと思います。

(委員)

年度初めは一応してくれているのでしょ。連携にしろ一体にしろ。

(事務局)

いま連携型一体型という事を申しているのですけれども、その実態が今ありませんので、それぞれが児童クラブをやっている、それぞれが子ども教室をやっている、それぞれのクラブと教室に子どもさんが登録してもらって、開設している日に、それぞれの登録している子どもさんが行ってくれているとそういう状態。

(委員)

一体化せよと、国がそういうように進めているわけでしょ。進んでいくと思うのですが、そういう中で今からのスタートということですか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(委員)

ああ、そうですか。それは増やした方がより充実するとは思いますが、必要なことだとは思いますが。それができていないと口だけではどうしようもない。

(事務局)

そんなこともありまして、もし例えばなんですけれども、もし西柘植の教室と児童クラブさんの方に、ご相談に乗っていただくような具体的項目を定めて、どういう障壁があるかとかそんなことをご検証させていただくとか、ご相談に乗っていただけないかなと思ってもみていたのですけれども、今一番現実的に実現性が高いのは、ほんとの同じところでやっている西柘植の教室とクラブと思わせてもらうのですけれども。

私も勉強不足で申し訳なかったのですけれども、書き物を見ていましたら、ここにもそれが具体的に書いてあるので、104 ページに既に同一の小中学校内で両事業を実施している1校区から一体的な体制づくりを検討しますと文章にされていましてですね。もしご相談に乗っていただけるようでしたら、お時間頂戴できたらなと考えさせてもらっていたのですけれども、そんなところでございます。

(委員)

一つちょっと教えてください。一体型・連携型において、一体型だと、どれくらいの日数、例えば事業を一緒にすることで一体型といわれるなり、連携というのはどれくらいの頻度で連携型といえるのか。資料いただいて目を通して見たのですが、その基準が解りにくかったもので、そのあたりどんなものなのか、もし分かれば、それによってその一体型でも頻度がすごく少なくともよかったら、またお話も進めていきやすくなったりするかなというように思うのですが。

(事務局)

一体型の要件というところなのですけれども、国が示している要件としましては、冒頭でもお話しさせていただいたのですが、定期的継続的な活動と言われていまして、それがどれくらいの頻度かというのが、週1回であったり年間35日というようところが示されています。ただ、同一の小中学校区全ての子どもが対象にしてそういった週1回程度の計画を立てて実施をしてですね、いつでも迎えられるような体制を作りたいと言われていまして、結果的に例えば年間35日をクリアできないとなった場合でも、放課後子ども教室が国の補助金をいただいて事業しているのですけれども、そういったところの補助対象外となったり、国費を減らされるといったそういったペナルティの対象にはならないというようなことは

聞かせていただいております。

基本的には週一回程度は連携して欲しいというところは示されているところです。

(事務局)

注釈なのですけれども、なお活動の場所広さや安全管理上の都合等もありまして、今の小学校の全校といたしましたけれども、参加人数を一定数に制限して行うプログラムがある場合にも両事業の従事者参画者が連携して情報を共有するなどして、希望する児童が参加できるよう十分留意する事が必要であると、だから全学校の子どもに対して希望は聞くのですけれども、その中には安全上の事などがあって、人数を制限するプログラムがあってもいいですよと、そのところが注釈として書かれておりますので、物理的なところはどうぞ頑張ってもどうしようもありませんので、そんなことも現実的な話かなというところがございます。そのようなところも踏まえて、より具体的なことをご覧いただいてやっていけるかどうかというようなところ、もう少し掘り下げさせてもらえればなど、調べれば調べる程、こちらで考えていてもどうしようもございませんので、当事者の方にもう少しお話を伺ってというようなことも思わせてもらったという状況となっております今は。

(委員長)

放課後子ども教室の現状についてサポーターの方も高齢化しているという現状もありますが、どうしても高齢化になるんですけれども、市の方からデータを流すということはないのですか？こういう人がいますよという。地区に任せているということですか。

(事務局)

一応校区ということで、そこにお住まいの方が当然中心になっておられると思わせていただきますので、例えばこういうふうなことに秀でた方を講師にお迎えしてこういう風なことをやりたいんだという、一回だけの催し物の講師の紹介とかは現実的なお話しかなと思いますけれども、恒常的にずっと携わっていただけるというのは地域にお住まいの方の情報については、なかなか私らでは弱い部分かなと思わせてもらうのですけれども。

(委員)

学校の先生は専門的な知識や技能を持ってきている人が多いので、そういう先生のOBの方が大いに地域で活躍してもらったらいかなというように思います。

(委員長)

他にご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。なければ続いて協議事項の3番目その他について何かございませんでしょうか。

(事務局)

先程から申し上げているように、西柘植の方により具体的なところをもってご相談に伺わさせていただきますてもよろしいでしょうか？

(委員)

どうぞ、児童クラブと子ども教室の運営、そのところも入っていただくということで。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。

先ほども申した通りそれが出来なかったからと言って、補助金を減らすとかそんなことは言われていないのですけれども、目指せというようなところの中では、実現可能性の話をもう少しご相談させていただければ、応じていただければありがたいかなというところなのですけれども。ちょっと、そんなところで動かさせてもらってもよろしいでしょうか。皆さま

方もそんなところで。

(委員)

今こうしてここで聞いてくださっている方ばかりなのですけれども、放課後児童クラブ例えば西柘植さんとかなんですけれども、こういうふうな制度とか方向性とかいうことを、ご存知だったら話が早いと思うのですけれども、そのあたりはどうですか。

(こども未来課)

ありがとうございます。今回の審議会に先駆けまして、西柘植の放課後児童クラブの指定管理者でありますシルバー人材センターの方には少し打診をさせていただきました。

兼ねてからも子ども教室さんの活動とかは把握していただいて興味はとてももっていただいていると、こういった話について協力はしていただけないかと話をしたところ、大丈夫というか、是非という事は聞いておりますので、どのような形でという具体的な提案はさせていただいてないので、事務局であったり、皆さまのご期待に添える形かわからないですけども、なにかしら連携型なり一体型の説明もしたうえでの回答ですので、なにかしら進められるかとは思っております。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

そもそも論に立ち返って申し訳ないのですが、一体とか連携とか国の方からそういう方向性でという話は承ってきたのですけれども、目的というか趣旨というかその辺が具体的に実際どうなっているかというね、実際、今までずっとお話させてもらっていますように、私共の方ではたまたま同じ学校施設を使って放課後子ども教室、児童クラブの教室があると、その中で子ども教室の場合は、私共は水曜日、週に1回ですね、その中で具体的な活動内容というのは、週ごとにそれぞれ一つのプログラムを作って、折り紙であったり俳句であったり、お茶の作法であったり、そういう形でやっているのですけれどもね。その活動に例えば、児童クラブの子どもさんが一緒に参加いただくと、それについてはいろいろ指導者といいますか、見守りといいますか、そういうふうな方々も含めて見守り体制というのですかね、それを児童クラブの指導員にも当然入っていただかないとできないですし、運営そのものはいろいろ工夫すれば可能性がないことはない。ただそれは週1回ですよ。週1回の児童クラブのそういう放課後の見守り活動それが一つ、なにかそこに子ども教室のプログラムで一つ加わる、それだけなのですよね。

もっと別の一つの連携なり一体なり、その活動の趣旨と言いますか、目的と言いますか、それがあれば、方向性でいろいろ考えていく、実態的には今、現状で考えたけれど実態的にはそういうふうな。

もう一点よろしいですか。放課後児童クラブの待機児童の話がございましたね。4月段階では大体27名、9月の段階では6名、待機児童の定義は何なのですか。ようするに放課後児童クラブで、入りたいというか、けれどもキャパシティがということですか。

(こども未来課)

そうですね、おっしゃっていただくとおりで、例えば定員40名のところ例えば45人とかの申し込みがあった時には、待機になるというふうな形ですね。

(委員)

ということは、放課後児童クラブは有償ですよ。実際家庭で放課後の保育と言ったらおかしいですけども、見守りに欠けるような子が出るというのは、これだけではないとは思いますが、放課後児童クラブで、申し込みをされたいという事はご家庭が、それだけの経済的な補償がおありの家庭じゃないですかね。実際児童クラブに入りたいと言われても、私共の子ども教室はないのでね、児童クラブで入りたいのだけれども、実際、児童クラブへお世話になるだけの経済的な余裕がないというご家庭もたくさんみえるのではないですか。そこまでの調査はされていないでしょ。

(事務局)

はい、委員のおっしゃられたとおり、週に1回の子ども教室そこに児童クラブの子が来ると、今は登録させて行きたい子が行っていると、というような状況なのですけれども、建て前として放課後子ども教室は全校区の子が対象だとそういうふうにいわれていて、今、委員がおっしゃったように経済的なところもあって児童クラブには行けないけれど、週に1回でもいいからそこに行きたいと、それでも週1回の子どもの居場所になるのだとそんなところも現実としてあるのかなと思わせてもらっています。それはもうそのとおりかなと思います。おっしゃったように子どもの実態を今、私らが一人一人実態を聞いているかという、今はそれもない状態ですので、まずは外形的な、今、国が言っている一体的とか連携みたいなことを外形的にも要件を備えられるかどうかということから、まずは入っていかせていただいたらどうかと思うのですけれども。それがなんとか形になるんじゃないかなとなった時に、ニーズ調査をしたりすると、そこの子どもの状態と外形のマッチングができるのかどうか、差があるならどうしていったらいいか、みたいなことがより具体的になっていくのかなというようなことも思わせてもらうので、一旦外形的なところからまず、入らせていただければどうかと思わせてもらうのですけれども、委員どうでしょうか。

(委員)

理想論かと思いますが、実際、ちょっと話は飛びますけれども、いわゆるその地域に児童館がありますよね。児童館は、放課後その校区の子ども達はすべて行って学習なりそういうことができるのですよね。そういうところが限られますよね。そういうところが実際ももっともっと、例えば私共の地域でいいますと、まちづくり協議会が西柘植と壬生野、柘植にあります、その3地区で少なくともそういう場所があればね、放課後の子ども達が過ごし難いという子どもたちが、そういうところに集まるわけですよ。そういうことをしていけば、敢えてハードは要りませんから、放課後を活用して、ソフトいわゆる人材があれば、実践できていくのではないかと。

(事務局)

おっしゃるとおり。国もこれ以上お金を出せないから、今あるチャンネルを何とか無理やりくっつけてでも、ちょっとでも受け皿をといるところが、この文章を見ていたら見え隠れするもので、目標だけをポンと出してしまって、まだ達していない、もっとやれとそんな実状かなと思わせてもらいますので。

おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

(委員長)

それでは皆さん様々のご意見ありがとうございました。これで本日ご協議いただいた議題につきましては全て終了いたしました。スムーズな議事進行にご協力いただきありがとうございます。

ございました。

(事務局)

事項書のところには、大きな3のその他とあるのですが、特に事務局の方からお知らせする内容等ございませんので、委員の皆さまから、もし何かあればなんですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、上出委員長のスムーズな議事進行ありがとうございました。また、委員の皆さまには長時間に渡りまして、ご審議いただき本当にありがとうございました。これで委員会を終了とさせていただきます。なお、送付をさせていただきました、旅費の請求書の振込口座等に誤りがもしありましたら、お手数ですがお帰りの際にこちらの方をお願いをしたいと思います。それでは以上となります。本日はありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。ありがとうございました。